

平成28年度 あさひが丘学園事業計画

1. 経営理念・基本方針・行動指針

(1) 経営理念

「共生と共創」（だれもが「生まれてきてよかった」と思える共生社会を実現する）

(2) 基本方針

- ①知的発達障害を持つ人の基本的人権を尊重し、その人なりの自己実現を図り、より豊かな人生を送ることができるよう支援する。（エンパワメント）
- ②利用者の主体性を尊重し、本人・家族の期待に応えられるよう努める。
（主体性尊重）
- ③地域社会のなかの重要な社会資源であることを認識し、常に開拓的精神をもって地域福祉の向上に寄与する。（フロンティア精神）
- ④本人・家族・職員の幸福な人生に寄与するために安定した施設経営に努める。
（安定経営）

(3) 行動指針

経営理念を実現するために、以下の行動指針に基づいて福祉サービスの提供を行う。

- ①利用者の健やかな成長・発達を願い、個々のニーズに応じた適切な支援を行う。
- ②利用者が健康で快適な生活を送ることができるよう、常に清潔で安全な生活環境を保つように努める。
- ③利用者の自己決定権を尊重し、その権利を行使しうる環境づくりに努める。
- ④利用者は地域社会の一員であるということを認識し、社会参加の機会をできるだけ多く確保するよう努める。
- ⑤施設は地域社会の中の一社会資源であるということを自覚し、地域福祉サービスの推進に積極的に取り組み、地域福祉の向上に寄与する。
- ⑥職員は自らの専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、専門的支援技術の向上を図る。

2. あさひが丘学園の事業

(1) 障害児入所施設あさひが丘学園

（入所40名・短期入所4名）→H28.7より入所28名・短期入所8名

(2) 障害者支援施設あさひが丘

（施設入所支援40名・生活介護75名・短期入所4名・日中一時支援）

→H28.7より施設入所支援52名・生活介護80名・短期入所10名

(3) 地域生活支援センターあさひが丘

①児童発達支援センター歩路

（児童発達支援20名・放課後等デイサービス20名・保育所等訪問支援・日中一時支援）

②ワークショップあすもね（就労継続支援B型20名）

③ヘルパーステーションとわ（居宅介護・行動援護・移動支援）

④グループホームあさひが丘（介護サービス包括型共同生活援助6ホーム・34名）

⑤あさひが丘相談支援センター（指定一般・特定・障害児相談支援事業）

(4) ガーデンキッズセルク（児童発達支援20名・保育所等訪問支援）

(5) ガーデンキッズトリア

（児童発達支援10名・放課後等デイサービス10名・保育所等訪問支援）

(6) あさひが丘乗馬倶楽部「シュバル」(放課後等デイサービス10名・保育所等訪問支援)

3. 今年度の重点目標と具体的取り組み

昨年度は障害者総合支援法施行3年後の見直し作業が行われ、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正法が平成30年度より施行される見込みである。改正法の詳細については、今後発出される政省令、通知等で示されることになっていることから、それらの内容を見極めながら今年度は下記の事項を重点目標に掲げ事業を推進する。

(1) 組織間連携の充実を図る

- ① チーム内連携については、昨年度までの取り組みで一定の成果が上がっているがより充実したものとなるよう継続して取り組む。
- ② チーム間、部門間、事業所間連携はグループウェアの導入により情報発信や情報共有については一定の成果が上がっているが、まだ十分な連携が図れているとは言えないため、今年度は特に正確な情報共有と決定事項の確認を確実にを行うことを念頭に置いて連携を深めていく。
- ③ 各種会議の質の向上については課題を明確にして議論することにより一定の成果が上がっているが、更なる充実を図っていくための取り組みを推進する。

(2) 人材育成の充実を図る

- ① 職員の自発的な研修・見学の希望を把握し、それらを参考にして、全職員が年1回以上、何らかの研修、見学の機会を得られるようにする。
- ② 2年目以上の全職員が年1回他部門での体験研修を行う。
- ③ 新人職員と指導役の先輩職員のペアを作り、業務内容のスムーズな習得を図るとともに、新人職員が業務内外のいろいろな相談を気軽に出来るチューター制度の充実を図る。
- ④ 複数の職員で業務を行っている部門にチームリーダー制を導入し、人材育成の充実を図る。

(3) 職場環境の充実を図る。

- ① 職場環境の充実を図るための職員からの提案を募集する。また、チーム会議等で職員からの自発的な提案が積極的に出るように働きかける。
- ② 年次有給休暇を1人当たり年間9日以上取得することを目標とし、また、全職員が年1回以上5連休をとれるようにする。
- ③ 職員が仕事以外でも交流できる機会(サークル活動や職員懇親会等)をつくるなどして意識の共有化を図り、組織としての一体感を醸成する。
- ④ 統括副施設長が年1回全職員と個別面談を行い、各職員が抱えている課題や仕事への取り組み姿勢等についての聞き取りを行うとともに、仕事に対する意欲を高められるようにアドバイスを行う。

(4) リスクマネジメントへの取り組みを強化する

- ① 日々の業務における事故防止への職員の意識を高める。今年度は特に服薬に関する事故につながるようなヒヤリハットを減少させる取り組みを強化する。
- ② トータルなリスクマネジメントシステム作りの第1歩として、各支援現場における事故防止マニュアルの改定を行ったが、今年度は新体制後の事故防止マニュアルの作成を行う。

- ③ 万一の災害に備えて、飲料水、食糧、寝具等の備蓄品を計画的に準備する。

(5) 地域社会に向けての取り組みの充実を図る

- ① 児童発達支援センターにおいて公開療育を実施するとともに、保健センターや近隣の幼稚園・保育園との連絡会を実施する。
- ② 学園主催の地域イベント（秋祭り）を今年度も開催する。また、施設開放、作品の展示・出品、清掃活動等の地域貢献活動や地域行事(運動会、六月灯等)への参加を積極的に行い、地域社会における認知度を上げる。
- ③ 昨年度創設した「あさひが丘サポーター制度」（学園の運営や活動を理解し、協力していただけるような地域の協力者）を充実させ、サポーターの拡充を図り、学園と地域社会とのつながりを太くするように努める。
- ④ 昨年度、保護観察処分者のボランティア活動での受け入れ施設として登録したため、要請があった場合は積極的に受け入れる。
- ⑤ 新たなパンフレット作成とホームページの更新を行い情報発信の充実を図る。

(6) 新事業の円滑な運営と新たな事業展開のための施設整備を行う

- ① あさひが丘乗馬倶楽部「シュバル」において新たに7頭の馬を受け入れるための厩舎増築工事を行い、平成28年4月から放課後等デイサービス「シュバル」（定員10名を開設する。また、多機能型事業所「シュバル」（放課後等デイサービス10名、就労継続支援B型事業10名）の開設準備(クラブハウスの建設)を行う。また、周辺土地を購入し道路拡張工事を実施する。
- ② 障害児入所施設あさひが丘学園の新築工事が平成28年5月完成予定であるため、同年7月に児者併設（児童4棟・成人3寮）の新体制がスムーズにスタートできるように準備を行う。また、あさひが丘学園の小規模グループケアが児童の豊かな成長・発達に資するよう努める。
- ③ 学園前に取得した土地の駐車場工事を行う。また、あさひが丘学園への車の進入がスムーズに行えるように購入した土地を活用し、道路拡張工事を行う。
- ④ 教育棟の耐震工事及び改築工事を行う。

(7) 利用者の権利擁護の取り組みを推進する。

- ① 司法書士と連携して、入所・通所・グループホーム利用者が成年後見制度を利用できるように支援する。
- ② 各事業所に虐待防止マネージャーを配置し、人権侵害防止の取り組みを推進する。
- ③ 児童虐待や障害者虐待の早期発見に努め、疑いのあるケースを発見した場合は関係機関と連携し、対応策を講じる。

4. 通常の事業内容

【障害児入所施設あさひが丘学園・障害者支援施設あさひが丘】

(1) 個別支援計画の作成

利用者の個別ニーズの的確な把握とそのニーズに応じたサービスの提供が行えるよう、専門的支援技術の向上を図る。また、サービス管理者ならびに児童発達管理責任者はサービス等利用計画との連動を図り、受給者証の支給決定期間の目安となる対象者の誕生月前までに個別支援計画の作成をおこなう。合わせて個別支援計画の説明と同意をとりその交付をおこなう。

① 個別支援計画作成のための個別研修を実施する

個別支援計画作成能力を高めるためにすべての直接処遇職員に対して実施する。

i. 研修指導者について

研修指導者は支援課長・生活統括・日中統括の児童発達支援管理責任者ならびにサービス管理責任者とする。

ii. 個別研修の実施期間について

5月～7月とする。研修対象ケースならびに職員の割り振り、実施日等は研修指導者が協議し作成する。

② 個別支援計画事例検討会議を実施する

各職員の個別支援計画作成能力をさらに高めるために、10月～2月の間に毎月1回、個別支援計画事例検討会議を実施する。

進行担当責任者は、統括主任とする。また、担当月のチーフおよび発表者は、進行担当統括主任と協議のうえ会議の論点を明確にし統括副施設長または支援課長に提案する。その後関係部署に会議内容を周知（資料の事前配布等）し活発な議論ができるように配慮する。

(2) 日常生活支援

① 生活グループ形態

児童部 小規模ユニットケア A棟、B棟、C棟、D棟の1ユニット7名、4ユニット計28名、成人部1寮、2寮、3寮の3グループ計52名に分かれ、日常生活支援を行う。（生活棟の編成については別紙参照）

② 利用者が健康で、快適な生活を送ることができるよう、清潔な環境づくりに努めるとともに、利用者個々の生活スタイルをできる限り尊重するよう配慮する。

③ 利用者が常に清潔な服装を身につけ、また、髪、爪、髭等の整容への支援を適切に行うことにより、利用者の身だしなみが整うよう支援する。

④ 虫歯や歯肉炎の治療、歯石除去、毎食後の歯磨き等を確実に行うことにより、口腔内の状態を清潔に保つ。

⑤ 児童部においては、社会的自立の基礎となる基本的生活習慣の確立を目指し、生活の場で個々の利用者の発達レベルに応じた日常生活動作訓練を行う。

⑥ 利用者自治会の活動がより活発なものになるように、また、学園運営に利用者の希望、要望をできるだけ取り入れられるよう活動支援を行う。

⑦ 利用者個々の趣味・嗜好に応じた居室作りを行い、居室での生活が快適に過ごせるように支援する。

⑧ 清掃業務員と連携し、棟内の美化、居室の整理整頓に努める。また、消臭・消毒機を適宜使用し、居室・洗面所・トイレ等の消臭や感染症に対する消毒を行い、生活

スペースを衛生的に保つ。

- ⑨ 嗜好調査の実施や給食意見箱の活用、利用者自治会での意見交換等を通じて利用者のニーズを把握し、食事の満足感と栄養価のバランスを考えた食事提供を行う。
また、楽しい雰囲気でおいしい食事がとれるような環境づくりを行う。
- ⑩ 休日に余暇日勤を設け利用者が楽しめる余暇活動の実施や、休日の余暇活動とは別に職員個々の企画による余暇活動を月1～2回実施し利用者余暇の充実を図る。

(3) 日中活動支援（生活介護事業）

- ① 成人部入所・通所者および児童部在園者（学校卒業生）は、生活介護・生産活動系（日中1科）、生活介護・創作系（日中2科）、生活介護・療育系（日中3科）、生活介護・リハビリ系（日中4科）の4グループに分かれ、それぞれ目的に応じた日中活動プログラムを実施する。（日中活動の内容、担当者、編成等については別紙参照）
- ② 保護者に対して日中活動参観を年2回実施する。活動の様子を実際に見て体験してもらうことに合わせ、写真や映像等を活用し、参観で見ることのできない活動の様子についても説明するなどして内容の充実を図る。
- ③ 利用者の状況、ニーズに応じて施設外の福祉的就労事業所、一般事業所等で実習を行う。
- ④ 利用者一人ひとりの創作活動の幅を広げる。新たな創作・芸術活動への取り組みや各活動科間で交流体験の機会を設け、新しい作業の体験や個々の能力を引き出せるように支援する。
- ⑤ 余暇活動の充実を図る。現在の活動内容を見直し改善や工夫に努める。また、新たな余暇活動を検討し、利用者一人一人が楽しめる活動を提供する。
- ⑥ 平成27年度より実施の運動プログラムを毎週金曜日の午後、日中活動全体で引き続き実施する。運動プログラム及びリハビリテーションを通して楽しむ中で適度な運動を確保し、身体機能の維持・向上を図る。また、理学療法士から定期的にアドバイスを受け、適切な実践に繋げる。
- ⑦ 外部講師による音楽療法（週2回）、アニマルセラピー（週1回）を実施する。
- ⑧ 週1回（水曜日）、通所者（GHを除く）対象の入浴サービスを実施する。
- ⑨ 生活介護の新たなプログラムとして乗馬療法を実施する。各科の基本的な参加曜日を設定し、全利用者が定期的に参加出来るよう努める。

(4) 余暇活動支援

- ① 利用者の生活に潤いや楽しみを持たせるため、年間計画を策定し、行事を計画的に実施する。
- ② 日中活動及び各ユニット・寮ごとに個人又は小グループごとの余暇外出を実施する。
- ③ 音楽・スポーツ・芸術・遊遊・生活の5つのクラブ活動を月1回実施する。
- ④ 余暇調査の実施や意見箱の活用、利用者支援委員会と協力して情報提供や意見交換などを通してニーズにあった余暇提供を行う。
- ⑤ 利用者一人ひとりの年齢や発達段階に応じた丁寧な生活支援を行うとともに平日の余暇支援について充実させ生活にうるおいを持たせる取り組みを行う。
- ⑥ 利用者の健康保持・増進に資するため、年間を通して運動、リハビリプログラム等を適宜行う。

(5) 健康・衛生に関する支援

- ① 嘱託医診療を月1回実施し、利用者の健康管理に努める。
- ② 内科検診（年2回）、レントゲン検査（年1回）を実施する。20歳以上の利用者については、生活習慣病等に対して適切に対応するために健康診断（胸部レントゲン・心電図・採血・身長・体重・腹囲・視力・聴力・内診）を実施する。
- ③ 口腔保健センターの協力を得て、歯科治療、歯科検診、訪問歯科診療を実施する。
- ④ 抗てんかん薬服用者の脳波検査・血液検査（年2回）を実施する。
- ⑤ 精神安定剤服用者については、精神科医と十分に連携を保ち情緒安定を図る。
- ⑥ 入浴は毎日行い、清潔を保つ。また、必要に応じて身長・体重・血圧測定を行う。
- ⑦ 利用者の健康保持・増進に資するため、主に生活介護のプログラムを活用し体操、ランニング、ウォーキング、リハビリテーション等を適宜行う。
- ⑧ 月1回程度、理美容を実施する。地域の理美容店に行けない利用者については、訪問理容（月1回）で散髪を行う。
- ⑨ 健康管理マニュアル・投薬管理マニュアルを活用し、誤与薬を防止する。
- ⑩ 健康管理記録票の活用により、利用者の健康管理に関するデータを整理する。
- ⑪ インフルエンザ・ノロウイルス等の感染症に対しては、感染症対策マニュアルを活用し適切に対応する。

(6) 地域生活支援

- ① 短期入所事業の実施（児童：定員4名、成人：定員4名）
平成28年7月以降（児童：定員8名、成人：定員10名）
- ② 日中一時支援事業の実施

(7) 人権擁護活動

- ① 利用者支援委員会を中心として、利用者に対する人権擁護の取り組みを推進する。また、平成27年度より各事業に虐待防止マネージャーを配置する。
- ② 県知的障害者福祉協会が推進する人権侵害ゼロへの誓いの署名・掲示、人権侵害防止チェックリストによる定期的チェック、人権侵害防止に関する改善シート等の活用を図り、利用者に対する人権擁護の推進や倫理観を備えた職員育成を図る。

(8) 自立生活支援

- ① 児童部に在籍する入所者については、退所後の生活を見据えたひとりひとりに応じたライフスタイルを提案し地域生活や障害者支援施設等への移行を図る。
移行に際しては本人、家族との個別面談や施設見学等を実施する。スムーズに移行できるよう支援する為に、支給決定機関である出身市町村、相談支援事業所、他関係機関との連携を図る。
- ② 児童部に在籍する入所者で特別支援学校高等部生について、本人や保護者の意向を確認したうえで進路検討会を実施し、学校とも意見交換の場を持ちながら卒業後の進路についての支援を行う。
- ③ 地域生活への移行が可能と思われる入所者については、自立訓練棟あしたば館を活用し、地域生活移行に向けての自立生活支援を行う。

【地域生活支援センターあさひが丘】

(1) 児童発達支援センター歩路

○児童発達支援（歩路）

- ① 活動を通して、友達とのかかわりや社会性・ルールを身につけられるように取り組む。
- ② 日常生活における食事、排泄着脱等の基本的動作の支援・情緒の安定と運動機能の発達支援・集団生活に適応するための支援を行う。
- ③ 個別の療育計画に基づき個々にあった療育・新版 K 式発達検査を行い、発達段階を正確に診断する。
- ④ 保健センターで開催される総合発達相談会やわくわく親子教室への参加を通して、地域で療育を必要としている子どもへの支援を充実させる。
- ⑤ 保護者会（年 2 回）個別相談会（年 1 回）等を通し、保護者が子どもの発達段階を認識し、子育てに前向きになれるよう保護者支援を行う。また、就学を迎える年長児は、希望により就学に向けた個別面談を行い、就学相談を受けた児童については、その結果の説明と就学に向けた面談を行う。
- ⑥ 公開療育を年 1 回実施し、啓発活動に努め理解を促す。
- ⑦ 保護者家族の生活状況について、可能な限り把握に努め、好ましくない生活に対しては、家庭訪問等を行いながら家族支援を行う。

○放課後等デイサービス（我路）

- ① 利用者が可能な限りその地域における生活が継続できることを念頭に置いて、集団生活に適応することができるよう適切な支援を行う。
- ② 活動を通して友達とのかかわりや社会性・ルールを身につけられるように支援する。
- ③ 遊び以外に、基本的な生活習慣に関する日常生活面の支援（着脱衣・排泄介助等）を行う。
- ④ 小学部（2 クラス）、中高等部とクラス分けを行い、年齢と発達段階を考慮して療育的な要素も取り入れたより質の高いプログラムを展開する。
- ⑤ ご家族の希望に応じ、拠点を決めて帰りの送迎を行う。
- ⑥ 保護者会を年 2 回（5 月・2 月）に実施し、活動の紹介や意見交換を行う。また個別相談月間（9 月）を設け、家庭・学校・事業所で統一した支援ができるよう連携を図る。

○保育所等訪問支援

利用者が並行して通う保育園、幼稚園等と連携をとり、療育の充実を図る。

(2) ワークショップあすもね（就労継続支援 B 型）

- ① 作業を通して、働く喜びや自分の役割意識を持てるような取り組みを行う。
- ② 内職業務（箱折り、建設資材の組み立て等）や屋外業務（公園清掃委託作業、サントリー委託業務、はっぴいエコプラザ、みかん園管理業務等）その他委託業務（学園清掃・草刈り業務・乗馬クラブ管理業務）に取り組み、利用者に毎月、工賃を支給する。

- ③ 毎月平均15,000円以上の工賃を支給できるように、作業種を拡大し利用者の意欲向上に努める。
- ④ 利用者の状況、ニーズに応じて施設外就労の提供や一般就労に向けての支援を行う。
- ⑤ 活動を通し、地域の方とのかかわる機会を得るとともに、月に1回、施設周辺の空き缶、ごみ拾いを実施する。
- ⑥ 年2回の日中活動参観を実施する。内職作業などを見学してもらい、屋外作業の様子は写真や動画で説明し、意見交換等を行うことで作業内容の充実を図る。また年2回（6月・2月）個別相談の期間を設け、本人、家族の要望等を確認し支援内容の充実を図る。

（3）ヘルパーステーションとわ

自宅などで生活している障害児・者が、持っている力に合わせて自宅での日常生活や地域生活を送れるよう心身の状況やおかれている環境に応じて、次のようなサービスを行う。

○居宅介護

- ① 身体介護…入浴・排泄・食事・衣類着脱・その他必要な身体の介護。
- ② 家事援助…調理・衣類の洗濯及び補修、部屋の掃除及び整理整頓、生活必需品の買い物、その他必要な家事に関する援助。
- ③ 通院介助等…屋内外の移動その他受診に必要な身体上の介助。

○行動援護

対応の難しい行動があるために常に介護が必要な障害児・者の外出の際、危険を避けるための対応や、移動中の介護、排泄や食事等のその他の必要な援助を行う。

○移動支援

自宅などで生活している障害児・者の中で、ひとりでの外出に困難がある方に対し、目的に応じた外出の支援を行う。

（4）グループホームあさひが丘（介護サービス包括型共同生活援助事業）

花梨（女性5名）・つばさ丸（男性5名）・くるみ（女性4名）・四郎丸（男性8名）・ももか（女性4名）・とんぼ丸（男性8名）

計34名

- ① 自立を目指し、地域において共同して日常生活を送れるよう、ひとりひとりの心身の状態や環境に合わせて、共同生活の住まいにおいて健康面の対応、食事の提供・日常的な相談その他の生活上の支援を行う。
- ② 就労先や福祉サービス事業所などの関係機関と連携を図り、利用者のニーズに応じた支援を行う。
- ③ 地域との交流を促進し、地域住民にグループホーム利用者について理解を深めてもらうため、各ホームが所属する春山地区の常会や行事に、利用者と職員で積極的に参加する。

- ④ 5月に保護者会を実施し年間行事計画等の説明を行う。また個別相談を年2回（6月、2月）設定し、本人、家族の要望等を確認し、支援の充実を図る。

（5）あさひが丘相談支援センター

○一般相談支援

「地域移行支援」と「地域定着支援」があります。「地域移行支援」は、施設や病院に長期入所していた方が地域での生活に移行するために、住居の確保や新生活の準備等の支援を行います。「地域定着支援」は、居宅で一人暮らしをしている者について、夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行う。

○特定相談支援

障害者等が障害者福祉サービスを利用する前に、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行う

○障害児相談支援

障害児が障害児通所支援（児童発達支援や放課後等デイサービス等）を利用する際に、障害児支援利用計画書を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行う。

【ガーデンキッズセルク・トリア】

（1）ガーデンキッズセルク

○児童発達支援

- ① 活動を通して、友達とのかかわりや社会性・ルールを身に付けられるように取り組む。
- ② 生活していくのに必要な身の回りのことが自立できるよう支援・アドバイスを行う。
- ③ 個別の療育計画に基づき個々に合った療育・新版K式発達検査を行い、発達段階を正確に診断する。
- ④ 保護者会（年2回）個別相談会（年1回）等を通し、また母子療育を含めて保護者が子どもの発達段階を認識し、子育てに前向きになれるよう保護者支援を行う。
- ⑤ 保健センターで開催される総合発達相談会やわくわく親子教室への参加を通して、地域で療育を必要としている子どもへの支援を充実させる。

○保育所等訪問支援

利用者が並行して通う保育園、幼稚園等と連携をとり、療育の充実を図る。

○日中一時支援

自宅で継続して日常生活を送れるよう日中、一時的に子どもを預かり、家族のサポートを行う。

（2）ガーデンキッズトリア

○児童発達支援

- ① 活動を通して、友達とのかかわりや社会性・ルールを身に付けられるように取り組む。

日常生活における食事、排泄、着脱等の基本的動作の支援・情緒の安定と運動機能の発達支援・集団生活に適応するための支援を行う。

- ② 個別の療育計画に基づき個々にあった療育・新版K式発達検査を行い、発達段階を正確に診断する。
- ③ 保護者会（年2回）個別相談会（年1回）等を通し、また母子療育を含めて保護者が子どもの発達段階を認識し、子育てに前向きになれるよう保護者支援を行う。
- ④ 保健センターで開催される総合発達相談会やわくわく親子教室への参加を通して、地域で療育を必要としている子どもへの支援を充実させる。

○保育所等訪問支援

利用者が並行して通う保育園、幼稚園、学校等と連携をとり、療育の充実を図る。

○放課後等デイサービス

- ① 個々に応じた支援を行い、学校のサポートの場となるよう支援を行う。
- ② 活動を通して社会性やルールを学び、集団の中で良好なコミュニケーションを身に付けられるよう支援を行う。
- ③ 個別の療育計画に基づき個々にあった療育・新版K式発達検査を行い、発達段階を正確に把握する。
- ④ 保護者会を年1回実施し、個別相談にも応じながら保護者が子どもの発達段階を認識し、子育てに前向きになれるよう保護者支援を行う。

【あさひが丘乗馬倶楽部 シュバル】

- ① 平成28年6月8日のグランドオープンに向け、厩舎等増築工事や事業開始、新たな馬受け入れの為に準備を進める。
- ② 人馬共に、事故怪我がないよう安全に活動を展開する為に、担当職員の乗馬、馬扱いのスキル向上を目指す。
- ③ 安定した乗馬療法をおこなえるように、馬の調教をすすめる。また乗馬療法プログラムを確立する。
- ④ 各事業所と連携、協力してシュバルの安定した利用に繋げる。
- ⑤ 就労継続B型あすもねと連携して乗馬倶楽部の適切な運営を図る。

5. 職員の職務内容について

(1) 職員体制

	園長	副園長	サビ管	支援員	保育士	看護師	栄養士	専門職	事務員	業務員	計(延数)
あさひが丘学園	1	1	1	6	10	1	1	—	1	—	19
あさひが丘			2	52	—	1	—	—	2	4	64
歩路・我路	1 (兼務)	1	2	11	6	—	—	3	2	—	26
とわ			1	1	—	—	—	—	—	—	2
グループホーム			2(兼務)	11	—	—	—	—	—	—	12
あすもね			1	4	—	—	—	—	1	—	5
相談支援			—	3	—	—	—	—	—	—	3
シュバル			1	—	3	—	—	1	—	—	5
セルク	1	—	1	—	6	—	—	3	—	—	7
トリア	(兼務)	—	1	2	5	—	—	(兼務)	—	—	8
計(実数)	2	1	11	90	30	2	1	4	6	4	151

* 上表は、各職種の所属別（あさひが丘学園、あさひが丘、歩路、とわ、グループホーム、あすもね、相談支援、シュバル、セルク、トリア）の員数を示したもので、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者は、あさひが丘学園（統括主任）、あさひが丘（生活統括主任・日中活動チーフ）、歩路（児童統括主任・我路チーフ）、グループホーム（地域統括主任・グループホーム統括主任）・就労継続B（地域統括主任）、シュバル（管理者）、セルク（セルクサブチーフ）、トリア（ガーデンキッズ統括主任）が当たる。

* 専門職は、臨床発達心理士、乗馬インストラクター、理学療法士、言語聴覚士

* この他に、嘱託医が2名いる。

(2) 記録について

- ① 利用者アセスメント票
- ② 個別支援計画
- ③ モニタリング記録票
- ④ 年間活動計画（生活棟・日中活動・委員会）
- ⑤ グループ記録（生活棟・日中活動・クラブ活動）
- ⑥ ケース記録
- ⑦ 看護衛生日誌
- ⑧ 基本的生活習慣の状況把握
- ⑨ 日常生活動作能力評価表
- ⑩ 作業能力評価表
- ⑪ 事務日誌
- ⑫ 家庭通信
- ⑬ 各種報告書（職員会議・チーフ会議・チーム会議・委員会・研修・事故・所在不明・ヒヤリハット・行事・避難訓練他）
- ⑭ 人事評価に関する提出書類（人事評価表・新任職員行動チェックリスト）

* すべての記録について、パソコンで作成することを原則とし、業務の効率化と情報の共有化を図る。（ただし、人事評価に関する書類は除く）

(3) 会議等

- | | |
|---------|------------------------------|
| ① 職員朝礼 | 毎日（引き継ぎ） |
| ② 職員会議 | 毎月 1 回 |
| ③ チーフ会議 | 2 ヶ月に 1 回（生活棟寮・生活介護チーフで実施） |
| ④ チーム会議 | 2 ヶ月に 1 回（生活棟寮・生活介護チーム単位で実施） |
| ⑤ 各委員会 | 定例開催、随時開催→別紙「委員会体制」 |
| ⑥ ケース会議 | 支援内容に変更もしくは想定される場合随時開催 |

(4) 業務の実施と円滑化・省力化・効率化について

- ① 利用者支援をはじめとする各業務は「サービスマニュアル集」の各マニュアルに沿って行う。サービスマニュアル集は全職員に配布しており、各職員へのマニュアルの周知徹底を図るとともに、必要に応じてマニュアルの見直しや新たなマニュアルの作成を行う。
- ② データベースソフト（ブレインメーカー）を活用し、文書管理体制を確実なものにするとともに、グループウェアを活用して組織内の情報伝達機能の充実を図る。
- ③ 『あさひが丘学園エコプロジェクト』として、「無駄な電気、水道、燃料を使わない」「無駄なコピー、印刷をしない」「急発進、急ブレーキ、急加速、不要なアイドリングをせずにエコ運転に努める」等を意識し、環境保全と経費節減に取り組む。

(5) 職員研修・人事考課制度について

- ① 日本・九州・鹿児島の各知的障害者福祉協会主催の各種研修会及びその他の研修会に積極的に参加する。外部研修に参加した職員は、職員会議で研修内容についての報告を行う。
- ② 通信教育、資格取得等の自主研修に積極的に取り組む。日本知的障害者福祉協会が行う「知的障害援助専門員養成通信教育」の受講者には、受講奨励金を交付し、通信教育の受講を奨励する。
- ③ 園内研修を毎月の職員会議時に実施する。また、職員会議に出席できなかった職員には録音や録画で研修を受講できるよう配慮する。（研修内容については別紙参照）
- ④ テーマ別研修を年 2 回実施する。（研修内容については別紙参照）
- ⑤ 1 年目の職員に対しては新任職員行動チェックリストおよび育成面接を年 3 回行う。2 年目の職員に対しては同様に年 2 回の育成面接を行い、新任職員の育成を図る。育成面接はチーフとアドバイザーが事前協議を行い、新任職員へのアドバイスのポイントを明確にしたうえで行う。新任職員への育成面接には管理職がアドバイザーとして同席する。
- ⑥ 3 年目以上の職員に対して人事考課および結果面接を年 2 回実施し、職員の資質向上を図る。人事考課を実施する際は、その精度を高めるためにチーフ以上の職員が参加し、人事考課検証会議を実施する。
- ⑦ チューター制度を活用し、経験の浅い職員の育成はもとよりチューターの自身の育成をおこなう。

(6) 福祉教育

- ① 他の療育機関、施設等との連携を保つ。必要に応じて職員の相互派遣を実施し、それらの機関との連携を密にする。
- ② 大学・短大・専門学校、他施設等の実習・研修生の受け入れを行い、人材育成に寄

- 与する。また、特別支援学校高等部実習生や中学校職場体験実習の受け入れも行う。
- ③ ボランティアの受け入れ、育成や地域住民との交流に積極的に取り組む。

(7) 広報活動

- ① 法人機関紙「落穂会だより」を年4回発行し、内容の充実に努める。
- ② ホームページを作り直し、広く社会に向けて情報を発信する。
(<http://www.asahigaokagakuen.jp/>)

(8) その他

- ① 交通事故、違反等のないよう安全運転に努める。公用車運転中はもちろんのこと、通勤、私用で運転する際も安全運転を心がける。また、安全運転講習会を計画的に実施する。
- ② 提出物（日誌等記録・報告書・各種届）や出勤簿の捺印、納入金等の提出期限を確実に守る。

6. 環境整備・安全管理

(1) 環境整備

- ① 清潔・快適・安全な環境で生活するために、園内外の整理整頓、清掃に努め、利用者に快適な生活環境を提供する。
- ② 修繕・修理の必要な箇所については迅速に対応する。

(2) 安全管理

- ① 危険個所のチェック・改善等を行い、安全な環境づくりに配慮する。
- ② 事故が起こった場合は必ず事故報告書に記録し、事故状況について職員間で情報共有を図るとともに、事故原因を分析すること等により今後の事故防止に役立てる。
- ③ ヒヤリハット報告書を活用し、事故につながる事例の収集を行い、事故防止に役立てる。
- ④ 避難・消火訓練（毎月）、防災設備点検（年2回）、総合防災訓練（年2回）、不審者対応訓練（年1回）を行う。
- ⑤

7. 保護者・地域社会との連携・交流

(1) 保護者との連携

- ① 本人・保護者・施設は三位一体であるとの観点から、保護者との連携を十分に図る。
- ② 面会、外出、一泊帰省、長期帰省、学園行事への参加等を通して本人と家族との関わりが薄くならないように配慮する。外出・帰省については、基本的に本人・家族の要望により行うが、家庭事情により配慮しなければならないケースについては、個別に相談を行う。
- ③ 利用者の学園での様子を家庭に伝えるために、家庭通信（年2回）を送付する。
- ④ 保護者職員研修会、保護者職員懇談会、保護者会総会、役員会等を通じ保護者との連携を密にする。

- ⑤ 個別相談（年２回）、日中活動参観（年２回）を設け、本人・家族の意見、要望等を聴く機会とし、可能な限り利用者の個別支援計画に反映させる。
- ⑥ 保護者会のボランティア活動（年２回）をバックアップし、利用者支援の充実を図る。

（２）地域社会との交流

平成２６年度より地域貢献活動と当園の地域社会における認知度を上げることを寄与することを目的として地域との交流イベント「あさひが丘 秋祭り」を開催する。今後、毎年開催し、あわせて岡之原・皆与志地域を中心とした周辺地域との交流を深めていく。

なお、地域の行事（運動会・夏祭り等）に積極的に参加すると同時に、学園行事（バザー・ＹＰＯコンサート等）にも引き続き地域の人々に参加してもらい、地域社会との交流を図り、施設及び利用者について理解してもらうよう努める。

平成２７年度１０月より立ち上げた「サポーター制度」を認知してもらえようような働きかけを積極的に展開し、一人でも多くの方に会員登録をして頂けるよう努める。合わせて、活動時期や内容を具体化し、実を伴う制度となるよう展開する。